

## 特殊法人等の役職員の給与等の水準(平成19年度)[概要]

平成20年7月24日

- 行政改革推進本部事務局において、特殊法人等(19法人<sup>(注)</sup>)の役職員の給与水準等について、各法人及び主務大臣の公表結果(平成19年度分(平成20年6月30日までに公表))を取りまとめ、公表するものです。
- 特殊法人等については、総人件費改革の一環として、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、国家公務員に準じて平成18年度以降5年間で5%以上の人員の純減又は人件費の削減を基本とする取組を行うこととされているとともに、法人の透明性を一層高める観点から、各法人及び主務大臣はその給与水準について国家公務員との比較を公表することとされています。

(注)沖縄振興開発金融公庫、総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、日本銀行、放送大学学園、農林漁業金融公庫、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、農水産業協同組合貯金保険機構、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、(財)日本船舶振興会。このうち、総合研究開発機構、地方競馬全国協会、日本自転車振興会及び(財)日本船舶振興会の4法人については、年度途中で財団化等したため、それまでの間の役職員の給与等の支給状況等を公表しています。

## 1. 職員の給与水準

- ・年度途中で財団化等した法人等を除く14法人中9法人において、前年度より対国家公務員指数が低下(事務・技術職員)。
- ・事務・技術職員の対国家公務員指数(年齢勘案)は前年度比△1.5ポイント減少。

	年間平均給与	対国家公務員指数 (年齢勘案)			対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)		
		19年度	18年度	19年度	対前年度差	18年度	19年度
	(千円)						
事務・技術職員	8,150	130.8	129.3	△1.5	125.5	124.1	△1.4
研究職員	11,494	142.7	139.1	△3.6	147.3	147.0	△0.3

## 2. 常勤役員の報酬の支給状況(平均)

- ・法人の長、理事、監事の報酬は、前年度比でそれぞれ減少。
- ・役員全体では766千円(△1.3%)減少。

	18年度	19年度	対前年度差	対前年度比
	(千円)	(千円)		
法人の長	22,347	22,310	△37	△0.1
理事	18,605	18,381	△224	△1.2
監事	14,948	14,443	△505	△3.3

## 3. 総人件費改革の取組

行政改革推進法に基づき、各法人は平成18年度以降5年間で5%以上の人件費削減を基本としており、平成19年度の取組状況をみると、基準となる平成17年度実績に比して人件費削減を行う2法人においては合計1.6億円減(△6.2%)、人員数削減を行う13法人においては合計479人減(△2.2%)となっている。

# 特殊法人等の役職員の給与水準(平成19年度)

平成20年7月24日

行政改革推進本部事務局は、特殊法人等(19法人)の役職員の給与水準等について、各法人及び主務大臣の公表結果(平成19年度分)を取りまとめました。

特殊法人等については、総人件費改革の一環として、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、国家公務員に準じて平成18年度以降5年間で5%以上の人員の純減又は人件費の削減を基本とする取組を行うこととされているとともに、法人の透明性を一層高める観点から、各法人及び主務大臣はその給与水準について国家公務員との比較を公表することとされております。

本年は6月30日までに、各法人及び主務大臣において、平成19年度分の役職員の給与等の水準を公表しております。

(参考)

- ・ 特殊法人等は、業務全般に係る主務大臣の監督の下適切な運営を確保する制度となっておりますが、その役職員の具体的な給与水準等については労使交渉を経て各法人において決定される仕組みとなっております。
- ・ これまで、特殊法人等の役職員の給与等については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)に基づき、役員の退職金について、国家公務員と同等程度となるよう支給率の見直しが行われるとともに、人事院勧告を受けて毎年閣議決定される政府としての取扱方針(「公務員の給与改定に関する取扱いについて」)に基づき、法人の役職員の給与改定に当たって、国家公務員の例に準じて措置されるよう対処する扱いがなされております。

## 1. 職員の給与水準(資料1参照)

事務・技術職員の対国家公務員指数(年齢勘案)は129.3であった。(昨年度と比べ、1.5ポイントの減少となっている。)

研究職員については、139.1であった。(昨年度と比べ、3.6ポイントの減少となっている。)

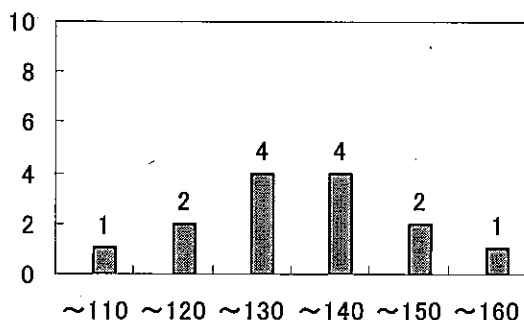
年度途中で財団化等した法人等を除く14法人中9法人において、前年度より対国家公務員指数(年齢勘案)が低下している(事務・技術職員)。

	年間平均給与 (千円)	対国家公務員指数 (年齢勘案)			対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)		
		18年度	19年度	対前年度差	18年度	19年度	対前年度差
事務・技術職員	8,150	130.8	129.3	△1.5	125.5	124.1	△1.4
研究職員	11,494	142.7	139.1	△3.6	147.3	147.0	△0.3

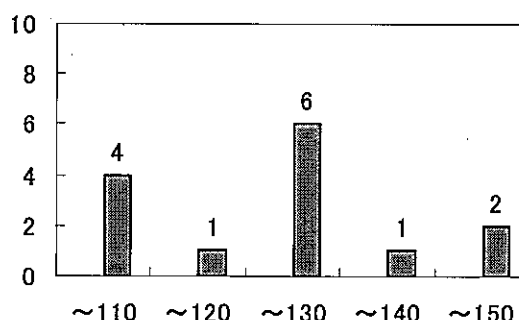
(注)1 「対国家公務員指数」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員(行政職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウェイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層ラスパイス指数)である。

2 昨年度公表対象法人は19法人であったが、財団化等に伴い、今回の公表対象法人数は14法人となっている。

対国家公務員指数(年齢勘案)の指数別法人数  
(平成19年度 事務・技術職員)



対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)の指数別法人数(平成19年度 事務・技術職員)



給与水準が高い理由として法人が考える事項としては、おおむね次のような理由が挙げられている。

- ① 人材確保のため、同業種の民間機関（政策金融機関については民間金融機関等）等における給与水準の実情を勘案の上、給与水準を決定している。
- ② 事務所が大都市にあり、民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当の額が多い。
- ③ 業務の特性から、高度な専門知識を有する人材を必要としており、国家公務員と比較し高い学歴の職員が多く、それに応じて給与が高くなっている。

## 2. 常勤役員の報酬の支給状況(平均)(資料2参照)

法人の長、理事及び監事の報酬は、前年度比でそれぞれ減少。役員全体では 766 千円 (△1.3%) 減少。

	18年度	19年度	対前年度差	対前年度比
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
法人の長	22,347	22,310	△37	△0.1
理 事	18,605	18,381	△224	△1.2
監 事	14,948	14,443	△505	△3.3

## 3. 常勤役員の退職手当の支給状況(資料3参照)

業績勘案率（各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会が 0.0 から 2.0 の範囲で役員の業績に応じて決定する率）の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成 19 年度中にその全額を支払い終えた役員は 34 人で、総額約 2.9 億円が支給された。

	退職役員数	支給総額	平均在職期間	平均支給額	業績勘案率
	(人)	(千円)		(千円)	
法人の長	2 (2)	58,574 (51,498)	7年4月 (6年2月)	29,287 (25,749)	共に「1.5」
理 事	28 (30)	219,542 (280,659)	3年2月 (3年6月)	7,841 (9,355)	「1.0」～「1.5」
監 事	4 (5)	13,826 (26,575)	2年7月 (2年9月)	3,457 (5,313)	「1.0」～「1.2」

(注)1 退職手当の支給額については、各法人における役員報酬・退職金の支給基準や役員の在職期間に応じて異なっている。

2 ( )内は平成 18 年度実績である(昨年度当事務局総括公表資料より抜粋)。

## 4. 総人件費改革の取組(資料4参照)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号)に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成 18 年度以降 5 年間で 5%以上の人件費の削減を基本として取り組んでいる。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、総人件費改革 2 年目にあたる平成 19 年度における全体の取組状況をみると、基準となる平成 17 年度実績に比して人件費削減を行う 2 法人においては合計 1.6 億円減 (△6.2%)、人員数削減を行う 13 法人においては合計 479 人減 (△2.2%) となっている。

### (1) 人件費の削減を行う法人

法人数	基準となる金額	平成 19 年度実績	進捗状況(基準に対する増減)		
	平成 17 年度		金額	増減比	増減比(補正值)
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)	(%)
2	2,984,060	2,819,917	△164,143	△5.5	△6.2

(2) 人員の削減を行う法人

法人数	基準となる人数	平成19年度実績	進捗状況(基準に対する増減)	
	平成17年度		人数	増減比
13	(人) 22,176	(人) 21,697	(人) △479	(%) △2.2

(注)1 平成19年3月31日現在の法人における取組状況の集計である。

2 平成19年度途中で財団化等した4法人(総合研究開発機構、地方競馬全国協会、日本自転車振興会及び(財)日本船舶振興会)については、対象法人数には含めていない。

3 削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は+0.7%となっている。

5. 人件費の状況(資料5参照)

平成19年度の最広義人件費は、前年度と比較して約44億円減少し、約2,830億円となった。

	平成18年度	平成19年度	構成比	対前年度差
	(千円)	(千円)		(千円)
給与、報酬等支給総額	191,403,872	189,217,374	72.8%	△2,186,498
退職手当支給額	23,450,963	23,695,391	5.7%	244,428
非常勤役員等給与	29,063,835	27,849,287	8.2%	△1,214,548
福利厚生費	43,685,718	42,434,133	13.4%	△1,251,585
最広義人件費	287,617,785	283,196,185	100%	△4,421,600

(注)1 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役員に支給された報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額であり、総人件費改革の対象経費である。

2 「退職手当支給額」とは、常勤役員に支給された退職手当の支給額である。

3 「非常勤役員等給与」とは、非常勤役員、臨時職員等に支給された給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。

4 「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。

5 「最広義人件費」とは、注1から注4における各人件費の合計額である。ただし、四捨五入の関係で、合計は一致しない。

# 資料1 職員の給与

## (1) 事務・技術職員

主務省	法人名	対象人員数 (人)	平均年齢(歳)	平均年間給与 額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成18年度	平成19年度	対前年度差	平成18年度	平成19年度	対前年度差
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	179	41.2	8,374	134.2	131.7	△ 2.5	138.2	135.5	△ 2.7
金融庁	預金保険機構	165	46.3	9,252	124.6	124.6	0.0	109.2	109.6	0.4
経済省	公営企業金融公庫	28	42.4	9,375	139.7	139.8	0.1	117.5	120.8	3.3
財務省	国民生活金融公庫	4,165	40.5	8,091	131.2	128.7	△ 2.5	130.1	127.6	△ 2.5
	国際協力銀行	552	38.1	8,604	146.0	146.6	0.6	125.8	126.2	0.4
	日本政策投資銀行	1,124	38.0	9,093	159.2	155.9	△ 3.3	143.6	140.1	△ 3.5
	日本銀行	3,710	40.2	8,001	127.9	128.0	0.1	123.1	123.2	0.1
文部科学省	放送大学学園	158	43.7	7,238	107.5	105.6	△ 1.9	107.7	106.2	△ 1.5
農林水産省	農林漁業金融公庫	760	41.1	8,432	132.8	131.6	△ 1.2	127.6	125.8	△ 1.8
	日本中央競馬会	1,103	41.0	9,309	150.0	147.4	△ 2.6	145.0	143.2	△ 1.8
	農水産業協同組合貯金保険機構	17	49.2	9,664	119.3	121.9	2.6	99.5	102.4	2.9
経済産業省	中小企業金融公庫	1,726	38.7	7,984	134.8	134.0	△ 0.8	126.8	126.2	△ 0.6
	商工組合中央金庫	3,757	42.0	7,657	117.6	115.6	△ 2.0	113.4	111.6	△ 1.8
	日本小型自動車振興会	34	43.0	8,088	116.3	115.7	△ 0.6	97.2	96.5	△ 0.7
全法人(14法人)		17,478	40.5	8,150	130.8	129.3	△ 1.5	125.5	124.1	△ 1.4

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成20年6月30日時点)を取りまとめたものである。  
 2 「対国家公務員指数」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員(行政職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウェイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層ラスパイス指数)である。  
 3 表中、全法人欄については、平成19年度における対国家公務員指数公表対象法人(14法人)について、合計値又は平均値を記載している。(平成18年度における対国家公務員指数公表対象法人(19法人)の対国家公務員指数の平均は130.4。(年齢・地域・学歴勘案対国家公務員指数の平均は124.8。))  
 4 銀行等保有株式取得機構については、職員が全員、会員銀行等からの出向者であり、出向契約に基づき、機構より定額を出身銀行へ支払う形態となっているため、「対国家公務員指数」は算出していない。(なお、出向者は7人、平均年齢42.8歳、平均年間給与額(機構支給分)4,286千円である。)  
 5 総合研究開発機構、地方競馬全国協会、日本自転車振興会及び(財)日本船舶振興会の4法人については、年度途中で財団化等したことによって、その役員等の報酬の年間支給額が算出できないため、対国家公務員指数は算出していない。

(2) 研究職員

主務省	法人名	対象人員数 (人)	平均年齢(歳)	平均年間給与 額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成18年度	平成19年度	対前年度差	平成18年度	平成19年度	対前年度差
農林水産省	日本中央競馬会	47	41.8	11,494	142.7	139.1	△ 3.6	147.3	147.0	△ 0.3
	全法人(1法人)	47	41.8	11,494	142.7	139.1	△ 3.6	147.3	147.0	△ 0.3

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成20年6月30日時点)を取りまとめたものである。  
 2 「対国家公務員指数」は、各法人の研究職員の給与を、国家公務員(研究職)の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層スプレッド指数)である。  
 3 総合研究開発機構には研究職員が含まれているが、年度途中で財団法人化したことによって、その役員等々の報酬の年間支給額が算出できないため、対国家公務員指数は算出していない。

資料2 役員の報酬

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況 (千円)						(参考)							
		法人の長		理事		監事		予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)					
内閣府	沖縄振興開発金融公庫		20,600		20,055			29,321	5	221					
					16,306										
					14,278										
					12,903										
		小計	1人	20,600	4人	63,542	0人								
	総合研究開発機構 (4/1~11/28)				(~5/31)	3,424		10,621	795	4	13				
						(9/1~)	3,622								
						(~5/30)	582								
		小計	0人		2人	25人	19,584	1人				10,621			
金融庁	預金保険機構		23,341		17,427			6,903,021	5	363					
					17,427										
					17,324										
					17,390										
		小計	1人	23,341	4人	69,568	0人								
	銀行等保有株式取得機構								1,491,888	0	7				
		小計	0人		0人		0人								
	経済省	公営企業金融公庫		23,340	(~9/30)	8,596		15,890	358,360	5	79				
					(10/1~)	6,598									
						17,485									
					17,546										
小計			1人	23,340	3人	50,225	1人	15,890							
財務省	国民生活金融公庫		22,619	(~9/30)	11,419		14,800	146,266	7	4,541					
				(~9/30)	11,386										
				(10/1~)	8,082										
				(~7/2)	5,522										
					16,873										
					16,177										
					16,267										
					11,067										
		小計	1人	22,619	5人	96,793	1人				14,800				
		国際協力銀行		(~9/30)	14,351	(~9/30)	12,829						717,605	10	861
			(10/1~)	9,997		21,821									
						18,375									
					(~9/30)	10,801									
					(~9/30)	10,896									
					(~9/30)	10,890									
						17,744									
						17,744									
						16,633									
					(10/1~)	7,669									
					(10/1~)	7,669									
					(10/1~)	7,810									
	小計		1人	24,348	8.5人	160,881	0人								
	日本政策投資銀行			(~9/30)	12,229		21,639		14,816	308,106	13	1,347			
				(10/1~)	9,998	(~9/30)	11,154								
					(10/1~)	9,106									
						19,144									
						18,612									
						17,875									
						17,744									
						17,744									
					(6/1~)	13,375									
					(6/1~)	13,186									
					(~9/30)	9,534									
					(~9/30)	9,391									
					(10/1~)	7,784									
					(10/1~)	7,670									
					(~6/1)	4,909									
				(~6/1)	4,886										
	小計	1人	22,227	11人	203,753	1人	14,816								
	日本銀行		(~3/19)	34,989	(~3/19)	27,646	(~1/31)	14,689	226,476	16	4,853				
				(~3/19)	27,646		16,030								
				(3/20~)	623		16,030								
				(3/20~)	623	(2/1~)	1,784								
				(~4/4)	3,065										
				(~4/4)	3,065										
				(~3/19)	26,510										
					27,108										
					27,108										
					27,108										
				(4/5~)	24,757										
				(4/5~)	24,757										
					21,846										
					21,846										
					21,846										
				21,846											
				21,724											
小計	1人	34,989	14人	350,970	3人	48,533									

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)										
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)								
文部科学省	放送大学学園		19,499	(~4/30) 1,141				14,576	6	317					
				(5/1~) 15,308											
				16,016											
				15,824											
				(~8/31) 7,115											
				(9/1~) 7,764											
	小計	1人	19,499	4人	63,168	1人	13,705								
農林水産省	農林漁業金融公庫		23,340		18,699	(~9/30) 7,222		691,056	8	904					
					16,226	(10/1~) 5,952									
					16,177										
					16,177										
					16,177										
					(~8/31) 7,020										
					(9/1~) 9,157										
			小計	1人	23,340	6人	99,633				1人	13,174			
		日本中央競馬会		(~8/31) 16,220	(~8/31) 14,365	(~9/15) 12,222	2,910,219				13	1,864			
				(9/1~) 7,195	(9/16~) 5,359	(9/16~) 4,324									
					(~2/15) 2,889										
					(2/16~) 16,030										
					19,045										
				(~9/15) 13,378											
				(9/16~) 4,813											
					17,867										
					17,880										
				(~9/15) 13,193											
				(9/16~) 4,678											
					17,840										
				18,054											
				17,877											
			(~2/15) 2,769												
			(2/16~) 15,134												
	小計	1人	23,415	11人	201,171	1人	16,546								
地方競馬全国協会 (4/1~12/31)			12,010		10,045		8,912	9,391	5	116					
					9,997										
					9,932										
	小計	1人	12,010	3人	29,974	1人	8,912								
農水産業協同組合貯金保険機構			17,342		14,191			12,663	2	20					
	小計	1人	17,342	1人	14,191	0人									
経済産業省	中小企業金融公庫		21,111		18,699	(~8/9) 5,733	4,766,392	11	2,074						
					(~5/15) 3,702	(8/10~) 8,250									
					16,447										
					17,077										
					(~6/30) 5,057										
					16,419										
					16,376										
					16,263										
					15,009										
					(5/16~) 12,938										
					(7/31~) 9,424										
			小計	1人	21,111	9人				147,411	1人	13,983			
	商工組合中央金庫			24,357		22,216		14,630	146,291	11	4,240				
						19,405									
						18,141									
					(~3/10) 17,744										
					17,744										
					17,744										
					17,744										
					17,744										
					17,744										
					(3/10~) 1,049										
			小計	1人	24,357	10人	185,019	1人				14,630			
		日本自転車振興会 (4/1~9/30)			11,558		9,792					7,116	27,317	8	175
					9,915										
					6,678										
					9,988										
				(~6/27,7/24~) 7,857											
				8,519											
	小計	1人	11,558	6人	52,749	1人	7,116								
日本小型自動車振興会			17,309		15,203			2,538	2	34					
				15,203		0人									
	小計	1人	17,309	1人	15,203	0人									
国土交通省	(財)日本船舶振興会 (4/1~9/30)				10,000	(~9/30) 7,602	35,885	8	79						
					7,876	(~7/31) 6,009									
					7,641	(8/1~) 1,757									
					8,115										
					8,054										
					8,122										
	小計	0人		6人	49,808	3人	15,368								
全法人平均			22,310		18,381		14,443								

(注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成20年6月30日時点)を取りまとめたものである。  
2 「常勤役員の年間報酬の状況」は、役員が年度途中で着任等した場合であっても実額を記載している。  
3 「年間報酬」には、諸手当を含む。  
4 「予算額」には、平成19年度途中で財団化等した法人については、財団化等するまでの額を記載している。  
5 「理事」には、副理事長、理事長代理等を含む。(日本銀行においては、審議委員も含む。)  
6 「役員数」は、平成19年度末の常勤役員数である。年度途中で財団化等した法人については、財団化等の直前の常勤役員数である。  
7 「職員数」は、平成19年度末の常勤職員数である。年度途中で財団化等した法人については、財団化等の直前の常勤職員数である。  
8 「小計」は、平成19年度中に報酬を受け取った役員数及び報酬の合計を記載している。ただし、年度途中で着任等した者については月単位で算出している。したがって、「(参考)役員数」の数値とは一致しない場合がある。



### 資料3 役員の退職手当の支給状況

#### (1) 法人の長

主務省	法人名	支給額(総額) (千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
			年	月		
財務省	国際協力銀行	32,736	8	0	平成19年9月30日	1.5
	日本政策投資銀行	25,838	6	9	平成19年9月30日	1.5
法人の長計		58,574				

#### (2) 理事

主務省	法人名	支給額(総額) (千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
			年	月		
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	3,557	2	0	平成19年3月31日	1.4
		3,113	1	9	平成19年3月31日	1.4
総務省	公営企業金融公庫	9,755	4	8	平成19年9月30日	1.5
財務省	国民生活金融公庫	20,462	6	8	平成19年9月30日	1.5
		13,194	5	3	平成19年9月30日	1.5
	国際協力銀行	8,119	3	6	平成19年3月31日	1.5
		4,482	2	0	平成19年9月30日	1.5
		4,482	2	0	平成19年9月30日	1.5
		4,482	2	0	平成19年9月30日	1.5
	日本政策投資銀行	12,300	4	4	平成19年9月30日	1.5
		4,669	2	1	平成19年6月1日	1.5
		4,669	2	1	平成19年6月1日	1.5
		7,283	3	3	平成19年9月30日	1.5
		4,856	2	2	平成19年9月30日	1.5
	日本銀行	21,311	5	0	平成19年4月4日	—
		21,311	5	0	平成19年4月4日	—
	文部科学省	放送大学学園	16,608	6	0	平成19年4月30日
2,661			2	0	平成19年8月31日	1.0
農林水産省	農林漁業金融公庫	4,954	3	0	平成19年3月31日	1.3
		2,159	1	5	平成19年8月31日	1.2
経済産業省	中小企業金融公庫	2,223	1	9	平成19年3月31日	1.0
		8,249	4	0	平成19年5月15日	1.5
		5,717	3	0	平成19年6月30日	1.5
	商工組合中央金庫	7,100	3	1	平成19年3月10日	1.5
		4,600	2	0	平成19年3月9日	1.5
	日本自転車振興会	7,130	4	0	平成19年6月30日	1.0
		6,699	4	0	平成19年3月31日	1.0
		3,397	2	6	平成19年6月27日	1.0
理事計		219,542				

#### (3) 監事

主務省	法人名	支給額(総額) (千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
			年	月		
財務省	日本銀行	5,352	4	0	平成20年1月31日	1.0
農林水産省	農林漁業金融公庫	1,723	1	6	平成19年9月30日	1.0
経済産業省	中小企業金融公庫	4,251	3	1	平成19年8月9日	1.2
	商工組合中央金庫	2,500	2	0	平成19年3月31日	1.0
監事計		13,826				

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成20年6月30日時点)を取りまとめたものである。
- 2 常勤役員について記載している。
- 3 公表時点において、退職手当の全額が確定し、平成19年度中にその全額を支払い終えた者のみを記載している。なお、財団化等した法人にあっては、財団化等の前に支払いを終えた者を記載している。
- 4 「理事」には副理事長、理事長代理等を含む。(日本銀行においては、審議委員も含む。)
- 5 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乘ずる率であり、各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。

## 資料4 総人件費改革の取組

### 1 人件費の削減を図る法人

主務省	法人名	削減目標	達成度合いを測る基準 (平成17年度実績)	平成19年度実績	進捗状況(基準に対する増減)		削減率 (補正值)
					金額	削減率	
金融庁	銀行等保有株式取得機構	5%	(千円) 30,000	(千円) 30,000	(千円) 0	% 0.0	% △0.7
文部科学省	放送大学学園	5%以上	2,954,060	2,789,917	△ 164,143	△ 5.6	△ 6.3
経済産業省	日本自転車振興会(4/1～9/30)	2年間で3.4%	1,650,218	830,843	—	—	—
合計(2法人)			2,984,060	2,819,917	△ 164,143	△ 5.5	△ 6.2

### 2 人員の削減を図る法人

主務省	法人名	削減目標	達成度合いを測る基準 (平成17年度実績)	平成19年度実績	進捗状況(基準に対する増減)	
					人数	削減率
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	5.2%	229	226	△ 3	% △ 1.3
	総合研究開発機構(4/1～11/28)	25%	39	17	—	—
金融庁	預金保険機構	5.1%	386	363	△ 23	△ 6.0
総務省	公営企業金融公庫	2年間で2%以上	86	84	△ 2	△ 2.3
財務省	国民生活金融公庫	5%以上	4,767	4,729	△ 38	△ 0.8
	国際協力銀行	5%以上	879	871	△ 8	△ 0.9
	日本政策投資銀行	5%以上	1,370	1,360	△ 10	△ 0.7
	日本銀行	5%以上	4,980	4,869	△ 111	△ 2.2
農林水産省	農林漁業金融公庫	5%	924	912	△ 12	△ 1.3
	日本中央競馬会	5%以上	1,923	1,877	△ 46	△ 2.4
	地方競馬全国協会(4/1～12/31)	1年間で1.5%以上	133	127	—	—
	農水産業協同組合貯金保険機構	5%以上	22	22	0	0.0
経済産業省	中小企業金融公庫	5%以上	2,120	2,085	△ 35	△ 1.7
	商工組合中央金庫	5%以上	4,436	4,251	△ 185	△ 4.2
	日本小型自動車振興会	1年間で11%	54	48	△ 6	△ 11.1
国土交通省	(財)日本船舶振興会(4/1～9/30)	5%以上	106	104	—	—
合計(13法人)			22,176	21,697	△ 479	△ 2.2

- (注) 1 本表は、原則、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成20年6月30日時点)を取りまとめたものである。  
 2 各法人は、人件費削減計画に定められた人件費の削減又は人員の純減を図ることとしており、本表は、平成17年度を基準とした目標達成の進捗状況を示すものである。  
 3 削減の対象となる人件費の範囲は、常勤の役員及び職員に支給される報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。  
 4 純減の対象となる人員の範囲は、常勤の役員及び職員である。  
 5 平成19年度途中で財団化等した4法人(総合研究開発機構、地方競馬全国協会、日本自転車振興会及び(財)日本船舶振興会)については、財団化等するまでの実績・実額を記載している。合計欄には、平成19年度途中で財団化等した法人を除いた数値を記載している。  
 6 削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は+0.7%となっている。

## 資料5 給与、報酬等支給総額

主務省	法人名	平成18年度 (千円)	平成19年度 (千円)	対前年度比較増減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	1,938,464	1,899,273	△ 39,191	△ 2.0
	※ 総合研究開発機構(4/1~11/28)	291,949	153,374	△ 138,575	△ 47.5
金融庁	預金保険機構	3,078,647	2,967,821	△ 110,826	△ 3.6
	銀行等保有株式取得機構	30,000	30,000	0	0.0
総務省	公営企業金融公庫	774,711	749,560	△ 25,151	△ 3.2
財務省	国民生活金融公庫	39,378,408	38,743,323	△ 635,085	△ 1.6
	国際協力銀行	8,585,142	8,627,624	42,482	0.5
	日本政策投資銀行	12,804,389	13,048,054	243,665	1.9
	日本銀行	40,661,964	40,595,713	△ 66,251	△ 0.2
文部科学省	放送大学学園	2,885,276	2,789,917	△ 95,359	△ 3.3
農林水産省	農林漁業金融公庫	7,771,043	7,768,762	△ 2,281	△ 0.0
	日本中央競馬会	21,391,843	20,998,228	△ 393,615	△ 1.8
	※ 地方競馬全国協会(4/1~12/31)	1,006,809	835,436	△ 171,373	△ 17.0
	農水産業協同組合貯金保険機構	218,031	217,031	△ 1,000	△ 0.5
経済産業省	中小企業金融公庫	16,962,531	16,549,549	△ 412,982	△ 2.4
	商工組合中央金庫	34,567,293	33,876,921	△ 690,372	△ 2.0
	※ 日本自転車振興会(4/1~9/30)	1,629,150	830,843	△ 798,307	△ 49.0
	日本小型自動車振興会	356,130	355,598	△ 532	△ 0.1
国土交通省	※ (財)日本船舶振興会(4/1~9/30)	849,605	429,788	—	—
合計	※を除く15法人計	191,403,872	189,217,374	△ 2,186,498	△ 1.1
	全法人計	195,181,385	191,466,815	△ 3,714,570	△ 1.9

(注)1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成20年6月30日時点)を取りまとめたものである。

2 「給与、報酬等支給総額」は、すべての常勤役員及び常勤職員に係る平成19年度に支給した報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額である。

3 「対前年度比較増減」の「対前年度比」は、平成18年度と19年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

4 平成19年度途中で財団化等した法人については、財団化等するまでの実績・実額を記載している。

## 資料5(参考1) 最広義人件費

主務省	法人名	平成18年度 (千円)	平成19年度 (千円)	対前年度比較増減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	2,885,561	2,776,819	△ 108,742	△ 3.8
	※ 総合研究開発機構(4/1~11/28)	458,011	313,392	△ 144,619	△ 31.6
金融庁	預金保険機構	3,645,188	3,532,686	△ 112,502	△ 3.1
	銀行等保有株式取得機構	30,913	30,984	71	0.2
総務省	公営企業金融公庫	1,010,869	956,982	△ 53,887	△ 5.3
財務省	国民生活金融公庫	50,188,470	49,280,327	△ 908,143	△ 1.8
	国際協力銀行	11,483,439	11,118,399	△ 365,040	△ 3.2
	日本政策投資銀行	17,780,596	18,087,879	307,283	1.7
	日本銀行	57,422,935	57,788,874	365,939	0.6
文部科学省	放送大学学園	5,705,879	5,643,178	△ 62,701	△ 1.1
農林水産省	農林漁業金融公庫	10,459,442	10,369,153	△ 90,289	△ 0.9
	日本中央競馬会	51,615,015	50,054,733	△ 1,560,282	△ 3.0
	※ 地方競馬全国協会(4/1~12/31)	1,421,389	993,969	△ 427,420	△ 30.1
	農水産業協同組合貯金保険機構	281,993	273,106	△ 8,887	△ 3.2
経済産業省	中小企業金融公庫	22,835,863	22,052,154	△ 783,709	△ 3.4
	商工組合中央金庫	51,845,928	50,774,952	△ 1,070,976	△ 2.1
	※ 日本自転車振興会(4/1~9/30)	2,068,966	1,084,137	△ 984,829	△ 47.6
	日本小型自動車振興会	425,694	455,959	30,265	7.1
国土交通省	※ (財)日本船舶振興会(4/1~9/30)	1,148,669	590,339	△ 558,330	△ 48.6
合計	※を除く15法人計	287,617,785	283,196,185	△ 4,421,600	△ 1.5
	全法人計	292,714,820	286,178,022	△ 6,536,798	△ 2.2

(注)1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成20年6月30日時点)を取りまとめたものである。

2 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・「給与、報酬等支給総額」(すべての常勤役員及び常勤職員に係る平成19年度に支給した報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額)
- ・「退職手当支給額」(すべての常勤役員及び常勤職員に係る平成19年度に支給した退職手当の支給額)
- ・「非常勤役員等給与」(すべての非常勤役員、非常勤職員、臨時職員等に支給した給与(手当)額(退職手当支給額を含む。))
- ・「福利厚生費」(すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。))に係る法定福利費(健康保険、厚生年金、介護保険、労働保険の負担額等)と法定外福利費(職員の医療衛生、保険、レクリエーション等の費用等)の合計額)

3 「対前年度比較増減」の「対前年度比」は、平成18年度と19年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

4 平成19年度途中で財団化等した法人については、財団化等するまでの実績・実額を記載している。

## 資料5(参考2) 平成19年度の最広義人件費の内訳

(単位:千円、%)

主務省	法人名	給与、報酬等 支給総額 (A)	(割合)	退職手当支給額 (B)	(割合)	非常勤役員 等給与 (C)	(割合)	福利厚生費 (D)	(割合)	最広義人件費 (A)+(B)+(C)+(D)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	1,899,273	68.4	210,043	7.6	251,907	9.1	415,596	15.0	2,776,819
	※ 総合研究開発機構(4/1~11/28)	153,374	48.9	74,401	23.7	65,136	20.8	20,481	6.5	313,392
金融庁	預金保険機構	2,967,821	84.0	20,605	0.6	202,544	5.7	341,716	9.7	3,532,686
	銀行等保有株式取得機構	30,000	96.8	0	0.0	600	1.9	384	1.2	30,984
総務省	公営企業金融公庫	749,560	78.3	11,494	1.2	54,602	5.7	141,326	14.8	956,982
財務省	国民生活金融公庫	38,743,323	78.6	3,459,008	7.0	426,999	0.9	6,650,997	13.5	49,280,327
	国際協力銀行	8,627,624	77.6	723,683	6.5	12,240	0.1	1,754,852	15.8	11,118,399
	日本政策投資銀行	13,048,054	72.2	1,632,026	9.0	22,809	0.1	3,384,990	18.7	18,087,879
	日本銀行	40,595,713	70.2	9,871,816	17.1	467,660	0.8	6,853,685	11.9	57,788,874
文部科学省	放送大学学園	2,789,917	49.4	80,443	1.4	2,387,731	42.3	385,087	6.8	5,643,178
農林水産省	農林漁業金融公庫	7,768,762	74.9	748,967	7.2	78,521	0.8	1,772,903	17.1	10,369,153
	日本中央競馬会	20,998,228	42.0	2,791,215	5.6	22,676,470	45.3	3,588,820	7.2	50,054,733
	※ 地方競馬全国協会(4/1~12/31)	835,436	84.1	0	0.0	29,203	2.9	129,330	13.0	993,969
	農水産業協同組合貯金保険機構	217,031	79.5	5,359	2.0	10,460	3.8	40,256	14.7	273,106
経済産業省	中小企業金融公庫	16,549,549	75.0	1,621,426	7.4	28,454	0.1	3,852,725	17.5	22,052,154
	商工組合中央金庫	33,876,921	66.7	2,484,518	4.9	1,213,458	2.4	13,200,055	26.0	50,774,952
	※ 日本自転車振興会(4/1~9/30)	830,843	76.6	20,987	1.9	27,441	2.5	204,866	18.9	1,084,137
	日本小型自動車振興会	355,598	78.0	34,788	7.6	14,832	3.3	50,741	11.1	455,959
国土交通省	※ (財)日本船舶振興会(4/1~9/30)	429,788	72.8	41,151	7.0	5,000	0.8	114,400	19.4	590,339
合計	※を除く15法人計	189,217,374	72.8	23,695,391	5.7	27,849,287	8.2	42,434,133	13.4	283,196,185
	全法人計	191,466,815	72.4	23,831,930	6.2	27,976,067	7.9	42,903,210	13.6	286,178,022

- (注) 1 「給与、報酬等支給総額(A)」は、すべての常勤役員及び非常勤職員に係る平成19年度に支給した報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額である。  
 2 「退職手当支給額(B)」は、すべての常勤役員及び非常勤職員に係る平成19年度に支給した退職手当の支給額である。  
 3 「非常勤役員等給与(C)」は、すべての非常勤役員、非常勤職員、臨時職員等に支給した給与(手当)額(退職手当支給額を含む。)である。  
 4 「福利厚生費(D)」は、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費(健康保険、厚生年金、介護保険、労働保険の負担額等)と法定外福利費(職員の医療衛生、保険、レクリエーション等の費用等)の合計額である。  
 5 「最広義人件費」は、上記A~Dの各人件費の合計額である。  
 6 平成19年度途中で財団化等した法人については、財団化等するまでの実績・実績を記載している。

## 資料6 特殊法人及び認可法人の役職員の給与水準を公表しているHP等一覧

### ○内閣府所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
沖縄振興開発金融公庫	<a href="http://www.cao.go.jp/kikan/yakushokuin/h19_okinawakouko.pdf">http://www.cao.go.jp/kikan/yakushokuin/h19_okinawakouko.pdf</a>	沖縄振興局参事官室(調査金融担当)	03-3581-1027
総合研究開発機構	<a href="http://www.cao.go.jp/kikan/yakushokuin/h19_nira.pdf">http://www.cao.go.jp/kikan/yakushokuin/h19_nira.pdf</a>	大臣官房企画調整課	03-3581-4654

(特殊法人及び認可法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
沖縄振興開発金融公庫	<a href="http://www.okinawakouko.go.jp/foi/pdf/yakushokuinhoushu19.pdf">http://www.okinawakouko.go.jp/foi/pdf/yakushokuinhoushu19.pdf</a>	総務部総務課	03-3581-3241
総合研究開発機構	<a href="http://www.nira.or.jp/introj/05/pdf/FY2007hoshu.pdf">http://www.nira.or.jp/introj/05/pdf/FY2007hoshu.pdf</a>	総務企画部総務課	03-5448-1700

### ○金融庁所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
預金保険機構	<a href="http://www.fsa.go.jp/koueki/20080630/01.pdf">http://www.fsa.go.jp/koueki/20080630/01.pdf</a>	監督局総務課信用機構対応室	03-3506-6000 (内線:3256、3296)
銀行等保有株式取得機構	<a href="http://www.fsa.go.jp/koueki/20080630/02.pdf">http://www.fsa.go.jp/koueki/20080630/02.pdf</a>	総務企画局企画課信用制度参事官室	03-3506-6000 (内線:3582)

(特殊法人及び認可法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
預金保険機構	<a href="http://www.dic.go.jp/soshiki/syokuin2007.pdf">http://www.dic.go.jp/soshiki/syokuin2007.pdf</a>	総務部人事課	03-3212-6110
銀行等保有株式取得機構	<a href="http://www.bspc.jp/pdf/kyuuyo.pdf">http://www.bspc.jp/pdf/kyuuyo.pdf</a>	運営企画室	03-3553-1761

### ○総務省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
公営企業金融公庫	<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_03/syokan/pdf/jfm_01.pdf">http://www.soumu.go.jp/menu_03/syokan/pdf/jfm_01.pdf</a>	自治財政局公営企業課	03-5253-5634

(特殊法人及び認可法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
公営企業金融公庫	<a href="http://www.jfm.go.jp/johokokai/20-kyuuyo.pdf#02-1">http://www.jfm.go.jp/johokokai/20-kyuuyo.pdf#02-1</a>	総務部庶務課	03-3539-2665

### ○財務省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	<a href="http://www.mof.go.jp/houjin/index.htm">http://www.mof.go.jp/houjin/index.htm</a>	大臣官房文書課	03-3581-7699

(特殊法人及び認可法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
国民生活金融公庫	<a href="http://www.kokukin.go.jp/pfcj/pdf/hou_kyu_080630.pdf">http://www.kokukin.go.jp/pfcj/pdf/hou_kyu_080630.pdf</a>	総務部広報室	03-3270-1361
国際協力銀行	<a href="http://www.jbic.go.jp/japanese/disclosure/pdf/system_05.pdf">http://www.jbic.go.jp/japanese/disclosure/pdf/system_05.pdf</a>	人事部給与課	03-5218-3199
日本政策投資銀行	<a href="http://www.dbj.go.jp/japanese/public/pdf/no03_01_01_03.pdf">http://www.dbj.go.jp/japanese/public/pdf/no03_01_01_03.pdf</a>	経営企画部	03-3244-1900
日本銀行	<a href="http://www.boj.or.jp/type/release/adhoc/data/un0806c.pdf">http://www.boj.or.jp/type/release/adhoc/data/un0806c.pdf</a>	総務人事局	03-3279-1111

○文部科学省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
放送大学学園	<a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08061227/026.pdf">http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08061227/026.pdf</a>	生涯学習政策局生涯学習推進課	03-6734-3459

(特殊法人及び認可法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
放送大学学園	<a href="http://www.u-air.ac.jp/hp/osirase/kyuyokouhyou/pdf/kouhyou19.pdf">http://www.u-air.ac.jp/hp/osirase/kyuyokouhyou/pdf/kouhyou19.pdf</a>	総務部総務課	043-298-4210

○農林水産省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	<a href="http://www.maff.go.jp/j/corp/tokusyu/index.html">http://www.maff.go.jp/j/corp/tokusyu/index.html</a>	大臣官房秘書課	03-3502-1798

(特殊法人及び認可法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
農林漁業金融公庫	<a href="http://www.afc.go.jp/profile/organize/soshiki/pdf/kyuyosujun.pdf">http://www.afc.go.jp/profile/organize/soshiki/pdf/kyuyosujun.pdf</a>	情報戦略室 広報・報道担当	03-3270-2267
日本中央競馬会	<a href="http://www.jra.go.jp/company/keiei/pdf/official_h19.pdf">http://www.jra.go.jp/company/keiei/pdf/official_h19.pdf</a>	人事部人事課	03-3591-5251
地方競馬全国協会	<a href="http://www.keiba.go.jp/nar/pdf2007/2007_05.pdf">http://www.keiba.go.jp/nar/pdf2007/2007_05.pdf</a>	総務部総務課	03-3583-6847
農水産業協同組合貯金保険機構	<a href="http://www.sic.or.jp/pdf/hk_h19.pdf">http://www.sic.or.jp/pdf/hk_h19.pdf</a>	総務部総務班	03-3285-1270

○経済産業省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当者所属部署	連絡先電話番号
所管全法人	<a href="http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_07.html">http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_07.html</a>	大臣官房秘書課	03-3501-1608

(特殊法人及び認可法人)

法人名	アドレス	担当者所属部署	連絡先電話番号
中小企業金融公庫	<a href="http://www.jasme.go.jp/jpn/johokokai/index9-13.pdf">http://www.jasme.go.jp/jpn/johokokai/index9-13.pdf</a>	総務部広報室	03-3270-1266
商工組合中央金庫	<a href="http://www.shokochukin.go.jp/johokokai/pdf/yakuin-housyu.pdf">http://www.shokochukin.go.jp/johokokai/pdf/yakuin-housyu.pdf</a>	広報部	03-3246-9366
(財)JKA(旧:日本小型自動車振興会)	<a href="http://www.keirin-autorace.or.jp/adout/index.html">http://www.keirin-autorace.or.jp/adout/index.html</a>	オートレース事業所管理室	03-3570-5511

○国土交通省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	<a href="http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000043.html">http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000043.html</a>	大臣官房総務課	03-5253-8184

(特殊法人及び認可法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
(財)日本船舶振興会	<a href="http://nippon.zaidan.info/kinenkan/kitei/000146/kitei_item.html">http://nippon.zaidan.info/kinenkan/kitei/000146/kitei_item.html</a>	総務グループ	03-6229-5112

○行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）（抄）

4 総人件費改革の実行計画等

(1) 総人件費改革の実行計画

ウ その他の公的部門の見直し

② 特殊法人及び認可法人（注 1）

(ア) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後 5 年間で 5 %以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請する。

(イ) 各法人の人件費削減の取組は、主務大臣の要請を踏まえ、今後 5 年間で 5 %以上の人員の純減又は人件費（注 2）の削減を行うことを基本とする。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。また、各法人の長は、これらの内容について人件費削減計画の策定に取り組むものとする。

(ウ) 主務大臣は、法人の予算の認可等に当たり、これらの取組が適切になされているかどうかを厳正に審査する。また、上記(イ)の取組を踏まえ、各法人に対する補助金等を抑制する。

(エ) 各法人及び主務大臣は、各法人の給与水準について、国家公務員との比較（ラスパイレズ指数）の公表を行うとともに、本部において取りまとめ公表する。

（注 1）対象法人は、特殊法人等整理合理化計画の対象とされた法人から、同計画に沿って廃止、民営化等及び独立行政法人化のための措置が講じられた法人、共済組合類型の法人として整理された法人、日本放送協会、日本赤十字社並びに特殊会社を除き、放送大学学園及び銀行等保有株式取得機構を加えたもの（ただし、住宅金融公庫にあっては平成 19 年 3 月 31 日までの間は対象とする。）。

（注 2）今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）（抄）

（独立行政法人等における人件費の削減）

第 54 条 特殊法人及び認可法人のうち政令で定めるもの（次項において「対象法人」という。）は、その役員及び職員の数又はこれらに係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度におけるこれらの数又は額からその百分の五に相当する数又は額以上を減少させることを基本として、役員及び職員の数又は人件費の削減に取り組まなければならない。

2 対象法人を所管する大臣は、前項の規定による削減の取組について、必要な指導を行うものとする。



## ○特殊法人の役員の給与について（平成10年9月29日閣議決定）

特殊法人の役員の給与については、「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年12月26日閣議決定）第1の5において定められた方針に従って対処しているところであるが、さらに、現下の厳しい状況にかんがみ、当面、同閣議決定第1の1にいう特殊法人においては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表11号俸相当額の範囲内で適切に調整することとし、平成11年度から実施するものとする。

## ○特殊法人等の役員の給与・退職金等について（平成14年3月15日閣議決定）（抄）

### 1 特殊法人等の役員の給与及び退職金

(1) 特殊法人等（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、士業団体、事業者団体中央会及び共済組合類型の法人を除く。以下同じ。）の役員の給与については、平成14年度から平均1割程度削減することとし、法人ごとの具体的な削減額は内閣官房長官が別に定めるものとする。

(2) 特殊法人等の役員の退職金の支給率については、平成14年度から現行の在職期間1月につき俸給月額 $\frac{36}{100}$ を $\frac{28}{100}$ に引き下げることとし、平成14年4月1日以降の在職期間について適用する。

なお、上記以外の特殊法人等であって、支給率を在職期間1月につき $\frac{28}{100}$ 以上としているものにあっても、同様とする。

## ○独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）（抄）

### 1 独立行政法人

(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

### 2 特殊法人及び認可法人

(1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $\frac{12.5}{100}$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。

(2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。

(3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。

(4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

○公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成18年10月17日閣議決定）（抄）

- 3（3）独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

また、特殊法人等の役職員の給与についても、改定に当たって国家公務員の例に準じて措置されるよう対処するとともに、主務大臣の要請を踏まえた人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組につき、必要な指導を行うなど適切に対応する。特殊法人等の役職員の給与等についても、法令等に基づき公表する。

## 対国家公務員指数の算出方法

### 1. 比較職種

同種の職種間で給与水準を比較

- ① 対象となる全ての特殊法人等
  - ・ 法人の「事務・技術職員」と国の「行政職俸給表（一）適用職員」を比較
  
- ② 研究職員が在職する特殊法人等
  - ・ 法人の「研究職員」と国の「研究職俸給表適用職員」を比較

### 2. 比較する給与

年間給与額について比較

(注) 年間給与額とは、公表を行う年度の前年度に支給された給与額（月例給、賞与等の合計額）から、超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除いた額

### 3. 比較方法（対国家公務員指数の算出方法）

比較対象法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、法人に国の給与水準を持ち込んだ場合の給与水準を100として算出（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）

(考え方)

$$\frac{\text{法人の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}}{\text{国の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}} = \frac{\text{法人が現に支給している給与費}}{\text{国の給与水準で支給したと仮定した場合の給与費}}$$

具体的算出例（事務・技術職員を国家公務員と比較する場合）

	年齢階層 (歳)	国（行政俸給表（一） 適用職員）	特殊法人等（事務・技術職員）	
		平均年間給与額 (a)	人員 (b)	平均年間給与額 (c)
1	20～23	3,000 千円	1 人	3,500 千円
2	24～27	3,700 千円	5 人	4,200 千円
3	28～31	4,500 千円	5 人	5,200 千円
4	32～35	5,400 千円	5 人	5,700 千円
5	36～39	6,300 千円	5 人	6,800 千円
6	40～43	7,200 千円	5 人	8,100 千円
7	44～47	8,200 千円	4 人	8,300 千円
8	48～51	8,700 千円	4 人	9,200 千円
9	52～55	8,900 千円	3 人	9,700 千円
10	56～59	9,000 千円	3 人	10,000 千円

(注)「平均年間給与額」等の数値は、算出例を示すために作成したサンプルデータである。

【算出例】

○特殊法人等が現に支給している給与水準

$$\begin{aligned} & \{ (b1 \times c1) + (b2 \times c2) + (b3 \times c3) + (b4 \times c4) + (b5 \times c5) + (b6 \times c6) + (b7 \times c7) + (b8 \times c8) + (b9 \times c9) + (b10 \times c10) \} \div \\ & (b1+b2+b3+b4+b5+b6+b7+b8+b9+b10) \\ & = 282,600 \div 40 \\ & = \underline{7,065} \end{aligned}$$

○国の水準で支給した場合の給与水準

$$\begin{aligned} & \{ (b1 \times a1) + (b2 \times a2) + (b3 \times a3) + (b4 \times a4) + (b5 \times a5) + (b6 \times a6) + (b7 \times a7) + (b8 \times a8) + (b9 \times a9) + (b10 \times a10) \} \div \\ & (b1+b2+b3+b4+b5+b6+b7+b8+b9+b10) \\ & = 259,800 \div 40 \\ & = \underline{6,495} \end{aligned}$$

○対国家公務員指数

$$7,065 \div 6,495 \times 100 = \boxed{108.8}$$